

青森県報

号外第三十号

令和六年
四月一日
(月曜日)

目 次

告 示

○ふるさと寄附金の指定納付受託者の指定……………	(税務課) ……
○地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託……………	(同) ……
○ふるさと寄附金の収納事務の委託……………	(同) ……
○保育士登録手数料の徴収事務の委託……………	(子どもみらい課) ……
○青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納事務の委託……………	(同) ……
○男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(県民活躍推進課) ……
○地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託……………	(地域交通・連携課) ……
○県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収事務の委託……………	(健康医療福祉政策課) ……
○青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(福祉がい課) ……
○青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃料の徴収事務の委託……………	(同) ……
○一般旅券発給手数料に係る指定納付受託者の指定……………	(観光政策課) ……
○青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託……………	(同) ……
○林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	(団体経営改善課) ……

○農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	(同) ……
○青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納事務の委託……………	(漁港漁場整備課) ……
○建設業許可申請手数料等の収納事務の委託……………	(監理課) ……
○青森空港駐車場に係る使用料の徴収事務の委託……………	(港湾空港課) ……
○十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収及び過誤納金の支出事務の委託……………	(都市計画課) ……
○県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(建築住宅課) ……
○県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る損害賠償金等の収納事務の委託……………	(同) ……
○県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同) ……
○県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る損害賠償金等の収納事務の委託……………	(同) ……
○青森市及び弘前市に所在する県営住宅並びに青森市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同) ……
○八戸市に所在する県営住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同) ……
○五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同) ……
○むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同) ……
○三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………	(教育文化課) ……
○三内丸山遺跡センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(同) ……
○青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(教育生涯学習課) ……
○新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料の収納事務の委託……………	(教育スポーツ健康課) ……

公 営 企 業

○青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納に関する事務の委託……………(病)院(理)課局 ……二〇

○青森県立中央病院に係る使用料の収納事務の委託……………(病)院(第)一(課)局 ……二二

○青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納事務の委託……………(病)院(つ)く(し)が(丘) (病)院(運)管(室) ……二二

告 示

青森県告示第二百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名 称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目一の一	令和六・四・一
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一の二の三	〃
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目二の一	〃
Pay Pay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町一の一三	〃

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

あおもりふるさと寄附金

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第二百四号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割並びにこれらの延滞金の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	住 所
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三の三
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八の二七
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八の八
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一の二一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一の一

青森県告示第二百五号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間におけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	株式会社さとふる
住 所	東京都中央区京橋二丁目二の一

青森県告示第百六号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託

年月日

名 称	ニッテレ債権回収株式会社	住所又は事務所の所在地	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	指 定 日	令和六・四・一	委 託 日	令和六・四・一
-----	--------------	-------------	-----------------	-------	---------	-------	---------

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第百八号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	未来へつなぐネットあおもりグループ株式会社角弘 成商ビル管理株式会社 青森コミュニケーションビジネス株式会社	住 所	青森市新町二丁目五の一 弘前市大字北瓦ヶ町一三の一 青森市問屋町一丁目一一の二七
-----	--	-----	--

青森県告示第百二十九号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、一般財団法人地域総合整備財団に対し、令和六年四月一日から令和

七年三月三十一日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項（同条第六項において準用する司令第五百五十八条第二項）の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十一号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、株式会社青森電子計算センターに対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十二号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日

までの間における青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃貸料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所所在地並びに指定年月日

名 称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三の三	令和 六・四・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

一般旅券発給手数料

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第二百十四号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、一般財団法人棟方志功記念館に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十五号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第二百十六号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	住 所
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一
津軽みらい農業協同組合	平川市本町北柳田二二三の八
つがるにしきた農業協同組合	つがる市柏桑野木田幾世七の四

ごしよつがる農業協同組合

五所川原市大字野里字奥野一〇〇

ゆうき青森農業協同組合

上北郡東北町字素柄邸八二の三

十和田おいらせ農業協同組合

十和田市西十三番町四の二八

八戸農業協同組合

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

青森県告示第二百十七号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	住所又は事務所の所在地
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四
鱒ヶ沢町漁業協同組合	西津軽群鱒ヶ沢町大字本町二〇〇
大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一
三沢市漁業協同組合	三沢市三川目四丁目一四五の五五二

青森県告示第百二十八号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における建設業許可申請手数料等の収納の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	住所又は事務所の所在地
ウエルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東一〇丁目一の一の四

青森県告示第百二十九号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、株式会社サン・コーポレーションに対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森空港駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第百二十号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の徴収及び歳出の支出に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
十和田市	十和田市西十二番町六の一	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した徴収に関する事務に係る歳入等

十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の過誤納金の支出事務

四 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）並びに特定公共賃貸住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）の滞納家賃等の収納の事務

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条

第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
NTS総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
NTS総合弁護士法人	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

県営住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）並びに特定公共賃貸住宅に係る明渡請求の期限到来後に徴収する金銭（損害賠償金）の滞納家賃等の収納の事務

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
豊産管理株式会社	青森市浪岡大字徳才子字山本一九の一	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

青森市及び弘前市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに青森市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

青森市及び弘前市に所在する県営住宅に係る敷金及び過誤納金並びに青森市に所在する特定公共賃貸住宅に係る敷金及び過誤納金の支出の事務

四 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日

青森県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	令和 六・四・一	令和 六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

八戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

八戸市に所在する県営住宅に係る敷金及び過誤納金の支出の事務

四 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日

青森県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所所在地、指定年月日並びに委託

年月日

名 称	株式会社サン・コーポレーション	住所又は事務所の所在地	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八	指 定 年 月 日	令和六・四・一	委 託 年 月 日	令和六・四・一
-----	-----------------	-------------	--------------------	-----------	---------	-----------	---------

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

五所川原市に所在する県営住宅に係る敷金及び過誤納金並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る敷金及び過誤納金の支出の事務

四 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日

青森県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納及び歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
-----	-------------	-----------	-----------

トリオン・トラストイン共同管理者	株式会社トールイン	株式会社トラストイン	むつ市金谷二丁目一四の二三	令和六・四・一	令和六・四・一
むつ市大湊浜町九の一四					

二 委託した収納に関する事務に係る歳入等

むつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務

三 委託した支出に関する事務に係る歳出

むつ市に所在する県営住宅に係る敷金及び過誤納金並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る敷金及び過誤納金の支出の事務

四 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日

青森県告示第二百二十九号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分	個人	金額（一回につき）
	団体（二十人以上のものに限る。）	
三内丸山遺跡センター五周年記念特別展「海の恵みの観覧」	一般	三百五十円
	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及びび学生	七百元
一般	一般	一人につき二百八十円
	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及びび学生	一人につき五百六十円

三内丸山遺跡センター五周年記念特別展第二部「海がむすぶ縄文」の観覧		個人	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	四百五十円
団体（二十人以上のものに限る。）	一般	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	九百円
一般	一人につき七百二十円	一人につき三百六十円		

青森県告示第百三十号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、一般社団法人三内丸山応援隊に対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧及び特別の展示の観覧に係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第百三十一号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、指定管理者学び・生かすあおもりグループに対し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
公益財団法人青森県スポーツ協会	青森市大字宮田字高瀬二二の二	令和六・四・一	令和六・四・一

二 委託した収納に関する事務に係る歳入

新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の収納に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日	委託年月日
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七	令和六・三・三	令和六・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の取納に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県病院事業管理者 大山力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日	委託年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六	令和六・四・一	令和六・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等
青森県立中央病院に係る使用料

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

青森県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳入等の取納に関する事務を委託したので、地方公営企業法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

青森県病院事業管理者 大山力

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所	指定年月日	委託年月日
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇	令和六・四・一	令和六・四・一

二 委託した取納に関する事務に係る歳入等

青森県立つくしが丘病院に係る使用料

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭